

# 神栖市遺族会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、神栖市遺族会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は神栖市社会福祉協議会(以下「社協」という。)内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を増進し、相互扶助及び福利厚生を講じ、生活の安定、向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦促進に関すること。
- (2) 遺族援護思想の普及に関すること。
- (3) 慰霊法要に関すること。
- (4) 諸庁公署及び団体との連絡協調に関すること。
- (5) 遺族の身上及び家事相談に関すること。
- (6) 生活及び生業の互助更生に関すること。
- (7) 会員の処遇改善に関すること。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

## 第3章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、市内に居住する遺族で本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

- 2 正会員及び準会員に区分し、前者は恩給法に基づく扶助料の給付を受けているものであり、後者はそれ以外の会員をいう。

(加入)

第6条 本会に加入しようとするものは、届出書(別紙様式1)により会長まで申し込まなければならない。

(会費)

第7条 会員は、次に定める額を納入しなければならない。

会員区分	会費
正会員	年額 5,000円
準会員	年額 2,500円

(専門部会)

第8条 組織の充実、発展を促すため、本会に女性部を設置することができる。

2 女性部は、次の会員で編成する。

(1) 夫を戦没された方で、戦没者の祭祀を行っている遺族(戦没者の妻)

(2) 本会会員で女性部活動に賛同する者

第4章 会議

(総会)

第9条 総会は、役員、評議員、及び幹事を持って構成し、毎年1回会長が招集し、会議の議長となる。但し、必要に応じて臨時に開くこともできる。

2 総会は、次の事項を決議する。

(1) 規約の制定、改廃に関すること。

(2) 役員及び評議員の選出

(3) 会の事業計画と予算及び決算の承認

(4) その他目的達成に重要なこと

(評議員会)

第10条 評議員会は、役員及び評議員で構成し、必要ある毎に会長が随時招集し、会議の議長となる。

2 評議員会に付議しなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 総会に提出する議案の作成並びに検討

(2) その他目的達成に必要なこと

(会議の成立)

第11条 会議はすべて構成員の過半数の出席を持って成立する。

(議決)

第12条 会議の議事決定は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第5章 役員等

### (種別)

第13条 本会に役員、評議員及び幹事を置く。

2 役員は、次のとおりとし、会員の中から幹事が選出する。

- |         |      |            |    |
|---------|------|------------|----|
| (1) 会長  | 1名   | (2) 副会長    | 4名 |
| (3) 会計  | 1名   | (4) 会計監査委員 | 4名 |
| (5) 女性部 | 6名以内 | (6) 顧問     | 2名 |

3 評議員は8名以内とし、幹事の互選とする。

4 幹事は、各地区から推薦された者それぞれ1名を会長が委嘱する。

### (職務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は会長を助け、事故あるときはその代理をする。

3 会計は本会の会計を掌る。但し、神栖市社会福祉協議会長の承認を受けて神栖市社会福祉協議会事務局長に委任することができる。

4 会計監査委員は、会の会計を監査し、総会に報告する。

5 幹事は、会員の総意を代弁すると共に、本会の決定事項の円滑な推進に努める。

### (任期)

第15条 役員等の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等が辞任し、又は任期が満了した場合は、あらかじめ後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

4 幹事が辞任する場合は、あらかじめ後任者の推薦を行わなければならない。但し、事故等で、欠けた場合はこの限りではない。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

### (予算、決算)

第17条 本会の収支予算は、原則として年度開始前に総会の議決を得て定め、収支決算は年度終了後3ヶ月以内に会計監査委員の監査を得て総会の認定に付するものとする。

### (会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補則

### (委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の管理、運営に関して必要な事項は、評議員会で決定する。

### (慶弔規程)

第20条 役員が死亡したときは、香料として5,000円、その配偶者の場合は香料として3,000円支給する。

2 正会員が死亡したときは、香料として3,000円支給する。

### (旅費規程)

第21条 交通費 私用車での走行距離1km×30円

日 当 一律2,000円

上記の金額は、次の条件を付して支給する。

公用車及び他のものに同乗した場合は、日当のみとする。

交通費が規程より超過した場合は、実費支給とする。

県及び郡の各福祉団体主催の会議(大会参加は除く)についても、当会の旅費規程をもってこれにあてる。

### 付 則

この規約は、平成17年8月1日から施行する。

ただし、平成17年度事業実施においては、神栖町遺族会及び波崎町遺族会の役員体制をもって運用する。(なお、この但し書きについては平成18年3月31日をもって効力を失う)

平成20年5月26日一部改正